

ID: 232-3

担当部署: 健康福祉部 保健センター 保健係

処分の概要	交付申請の変更等		
例規名 根拠条項	名寄市開業医誘致条例施行規則 第6条		
例規番号	平成29年規則第37号		
<p>【根拠条文】 (交付申請の変更等) 第6条 助成金の交付の決定を受けた申請者は、助成金の決定の内容に関し、申請内容を変更しようとするときは、土地及び建物等取得費等助成金変更承認申請書（別記様式第5号）又は人材確保対策助成金変更承認申請書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定したときは、土地及び建物等取得費等助成金変更承認決定（却下）通知書（別記様式第7号）又は人材確保対策助成金変更承認決定（却下）通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成30年6月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日